

－目次－

**第1章 総則**

- 第1条 目的
- 第2条 用語の定義
- 第3条 運航基準、作業基準及び事故処理基準

**第2章 経営責任者の責務**

- 第4条 経営責任者の主体的関与
- 第5条 経営責任者の責務
- 第6条 安全方針
- 第7条 安全重点項目

**第3章 安全管理の組織**

- 第8条 安全管理の組織

**第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任**

- 第9条 安全統括管理者の選任
- 第10条 運航管理者の選任
- 第11条 安全統括管理者及び運航管理者の解任
- 第12条 運航管理補助者の選任及び解任
- 第13条 運航管理者の代行の指名

**第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制**

- 第14条 安全統括管理者の勤務体制
- 第15条 運航管理者の勤務体制
- 第16条 運航管理補助者の勤務体制

**第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限**

- 第17条 安全統括管理者の職務及び権限
- 第18条 運航管理者の職務及び権限
- 第19条 運航管理補助者の職務

**第7章 安全管理規程の変更**

- 第20条 安全管理規程の変更

**第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画**

- 第21条 運航計画及び配船計画の作成及び改定

第 2 2 条 配乗計画の作成及び改定

第 2 3 条 運航計画、配船計画の臨時の変更

## 第9章 運航の可否判断

第 2 4 条 運航の可否判断

第 2 5 条 運航管理者の指示

第 2 6 条 経営責任者又は安全統括管理者の指示

第 2 7 条 運航管理者の援助措置

第 2 8 条 運航の可否判断の記録

## 第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

第 2 9 条 船舶所有者等の措置

第 3 0 条 運航管理者の措置

第 3 1 条 船長の措置

第 3 2 条 運航基準図

## 第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

第 3 3 条 作業体制

第 3 4 条 危険物の取扱い

第 3 5 条 固縛装置取付作業等

第 3 6 条 発航前点検

第 3 7 条 船内巡視

第 3 8 条 車輦区域の立入制限

第 3 9 条 車輦運転手の遵守すべき事項の周知

第 4 0 条 飲酒等の禁止

## 第12章 輸送施設の点検整備

第 4 1 条 船舶検査結果の確認

第 4 2 条 船舶の点検設備

## 第13章 海難その他の事故の処理等

第 4 3 条 事故処理にあたっての基本的態度

第 4 4 条 船長の実るべき措置

第 4 5 条 運航管理者の実るべき措置

第 4 6 条 船舶所有者等が実るべき措置

第 4 7 条 経営責任者及び安全統括管理者の実るべき措置

第 4 8 条 事故の処理

第 4 9 条 通信の優先処理

第50条 関係官署への報告

第51条 事故調査委員会

#### 第14章 安全に関する教育等

第52条 安全マネジメント態勢の維持に関する教育等

第53条 船舶の運航に関する安全教育

第54条 陸上作業員の安全教育

第55条 操練

第56条 訓練

第57条 記録

#### 第15章 内部監査

第58条 内部監査の実施

第59条 内部監査人の要件

#### 第16章 見直しと継続的改善

第60条 安全マネジメント態勢の見直し

第61条 継続的改善

#### 第17章 文書の整理及び管理

第62条 安全管理規程等の備え付け

第63条 記録の作成及び保存

#### 第18章 雑則

第64条 連絡等の経由

第65条 連絡体制

## 海上運送法、適用航路名

|             |
|-------------|
| 敦賀～苫小牧航路    |
| 敦賀～金沢～苫小牧航路 |
| 敦賀～伏木～苫小牧航路 |
| 常陸那珂～苫小牧航路  |
| 敦賀～博多航路     |
| 敦賀～境港～博多航路  |

# 安全管理規程

(海上運送法適用船)

2006年12月25日 制定

2021年06月17日 改定

## 第1章 総則

### 第1条 【目的】

この規程は、経営責任者が定める明確な安全方針に基づき、社内に安全優先意識の徹底を図り、全社員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する船舶（自社船、定期傭船、運航委託船等を含む）による貨物の運送事業（付随する業務を含む。以下同じ）を安全、適正かつ円滑に処理する為の責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

### 第2条 【用語の意義】

この規程における用語の意義は次表に定めるところによる。

| 番号  | 用語         | 意義                                                          |
|-----|------------|-------------------------------------------------------------|
| (1) | 安全マネジメント態勢 | 経営責任者により、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態をいう。   |
| (2) | 経営責任者      | 事業者において最高位で指揮し、管理する個人及びグループ                                 |
| (3) | 安全方針       | 経営責任者がリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性をいう。 |
| (4) | 安全重点項目     | 安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策をいう。                              |
| (5) | 安全統括管理者    | 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理を統括管理する者をいう。                        |
| (6) | 運航管理者      | 法令に定める船長及び船舶所有者等の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統括責任者をいう。         |

|      |         |                                                                                                                            |
|------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (7)  | 運航管理補助者 | 運航管理者の職務を補佐する者（支店・営業所に勤務する場合は運航管理者の職務の一部を分掌する）をいう。                                                                         |
| (8)  | 運航管理者代行 | 運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者をいう。                                                                                           |
| (9)  | 船舶所有者等  | 船舶所有者、船舶管理者及び船舶借入人をいう。                                                                                                     |
| (10) | 運航計画    | 起終点、寄港地、航行経路、航海速力等に関する計画をいう。                                                                                               |
| (11) | 配船計画    | 運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画をいう。                                                                            |
| (12) | 配乗計画    | 乗組員の編成及びその勤務割り等に関する計画をいう。                                                                                                  |
| (13) | 発航      | 現在の停泊場所を解らんして次の目的港への航海を開始することをいう。                                                                                          |
| (14) | 港内      | 港則法に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法に定める港湾区域内、港則法又は港湾法に定めのない港については社会通念上、港として認められる区域内）をいう。ただし、港域が広大であって、船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。 |
| (15) | 入港      | 港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を通航して防波堤などの内部へ進航することをいう。                                                                           |
| (16) | 運航      | 運航計画に則り、発航後に航行を継続して目的港に入港することをいう。                                                                                          |
| (17) | 反転      | 目的港への航行の継続を中止し、発航港又は、その他の避泊地へ引返すことをいう。                                                                                     |
| (18) | 気象・海象   | 平均風速（10分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。）及び波高をいう。                                               |
| (19) | 船舶上     | 船舶の舷側より内側をいう。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む。                                                                      |

|      |       |                                                      |
|------|-------|------------------------------------------------------|
| (20) | 陸上    | 船舶上以外の場所をいう。ただし陸上施設の区域内に限る。                          |
| (21) | 危険物   | 危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物をいう。                          |
| (22) | 陸上施設  | 岸壁（防舷設備を含む。）、可動橋等貨物の積み卸しの用に供する施設をいう。                 |
| (23) | 陸上作業員 | 陸上において車輛の整理誘導の作業に従事する者をいい、陸上作業員を指揮する者を「陸上作業指揮者」という。  |
| (24) | 船内作業員 | 船舶上において車輛の整理誘導の作業に従事する者をいい、船内作業員を指揮する者を「船内作業指揮者」という。 |
| (25) | 作業会社  | 各港において現場委託業務契約に基づき、陸所言う・船内の作業に従事する会社をいう。             |
| (26) | 基準航路  | 通常航行において航行する経路をいう。                                   |
| (27) | 運航基準図 | 基準航路、標準運航時刻、航海速力を記入した図面をいう。                          |

### 第3条 【運航基準、作業基準及び事故処理基準】

1. この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準及び事故処理基準を定める。
2. 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
3. 車輛の荷役、船舶の離着岸に係わる作業、危険物の取扱、車輛運転手への遵守事項の周知については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
4. 事故発生時の非常連絡方法、事故処理組織、その他の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。

## 第2章 経営責任者の責務

### 第4条 【経営責任者の主体的関与】

船舶による輸送の安全の確保のため、経営責任者は次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定

- (3) 安全重点施策の策定及び確実な対応
- (4) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保する為に必要な要員、情報、輸送施設を確実に使用できるようにすること
- (5) 安全マネジメント態勢の見直し

#### 第5条 【経営責任者の責務】

経営責任者は確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

#### 第6条 【安全方針】

経営責任者は、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確にした安全方針を策定し、当社内部へ周知する。

#### 第7条 【安全重点項目】

1. 安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、経営責任者が必要と認める場合は、安全重点項目を策定し実施する。
2. 安全重点項目は、それを必要とする部門や組織がそれぞれ施策し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
3. 安全重点項目は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
4. 安全重点項目は毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

### 第3章 安全管理の組織

#### 第8条 【安全管理の組織】

この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者並びに運航管理者及び運航管理補助者を置く。

|    |         |     |
|----|---------|-----|
| 本社 | 安全統括管理者 | 1人  |
|    | 運航管理者   | 1人  |
|    | 運航管理者代行 | 1人  |
|    | 運航管理補助者 | 若干名 |

## 第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任

### 第9条【安全統括管理者の選任】

経営責任者は、海上運送法施行規則第7条の2の2各号のいずれにも該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

### 第10条【運航管理者の選任】

経営責任者は、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3各号のいずれにも該当する者の中から、運航管理者を選任する。

### 第11条【安全統括管理者及び運航管理者の解任】

経営責任者は、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

### 第12条【運航管理補助者の選任及び解任】

1. 経営責任者は、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。
2. 経営責任者は、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

### 第13条【運航管理者の代行の指名】

1. 運航管理者は、本社の運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。
2. 前項の場合において、運航管理者は2人以上の者を順位を付して指名することができる。



## 第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

### 第14条【安全統括管理者の勤務体制】

1. 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。
2. 安全統括管理者がその職務を執ることができない時は経営責任者が職務を執るものとする。

### 第15条【運航管理者の勤務体制】

1. 運航管理者は船舶が運航している間は、常に連絡がとれる体制になければならない。
2. 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。

### 第16条【運航管理補助者の勤務体制】

運航管理補助者は、船舶が運航している間は、常に連絡がとれる体制になければならない。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡するものとする。

## 第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

### 第17条【安全統括管理者の職務及び権限】

安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営責任者等へ報告し記録すること。
- (3) 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

### 第18条【運航管理者の職務及び権限】

1. 運航管理者の職務及び権限は、次の通りにする。
  - (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船舶の運航の管理及び

輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。

(2) 船舶の運航に関し、船舶所有者等及び船長と協力して輸送の安全を図ること。

(3) 運航管理補助者を指揮監督すること。

2. 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長及び船舶所有者等の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

#### **第19条【運航管理補助者の職務】**

1. 本社に勤務する運航管理補助者は、運航管理者を補佐し、運航管理者がその職務を執行できないときは第13条の規程によりその職務を代行するものとする。
2. 支店・事務所に勤務する運航管理補助者は、自己の勤務する支店・事務所の管理する港に入出港する船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに運航管理者の指揮を受けて船舶の離着岸の際における作業に関する事項を行うものとする。

### **第7章 安全管理規程の変更**

#### **第20条【安全管理規程の変更】**

1. 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、該当事項に変更が生じたときは必要に応じ船舶所有者等及び船長の意見を聴取のうえ、延滞なく規程の変更の発議をしなければならない。
2. 経営責任者は、前項の発議があったときは、関係者の意見を参考として、規程の変更を決定する。

### **第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画**

#### **第21条【運航計画及び配船計画の作成及び改定】**

運航管理者は関係部により策定された運航計画または配船計画について使用船舶の性能、航路状況等の安全性を検討し必要があれば改定するよう指導をしなければならない。

## 第22条【配乗計画の作成及び改定】

船舶所有者等は配乗計画を作成又は改定する場合は、法定職員及び法定職員以外の乗組員及び予備員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等についてその安全性を検討するものとし、運航管理者は配乗された乗組員に安全上問題があると認められる場合は、配乗変更を求めることができるものとする。

## 第23条【運航計画、配船計画の臨時の変更】

1. 運航計画又は配船計画を臨時に変更する必要がある場合は、第21条に準じて運航管理者がその安全性を確認するものとする。
2. 船舶、陸上施設又はその港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、船長及び運航管理者は、関係者との協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

# 第9章 運航の可否判断

## 第24条【運航の可否判断】

1. 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれが有ると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。
2. 船長は運航の中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
3. 運航管理者は、船長からの求めがある場合、その他必要があると判断した場合は、第30条各事項の情報提供を行うとともに、避航や錨泊による運航中止に関する助言等適切な援助に努めるものとする。
4. 第二項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
5. 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
6. 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかにその旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
7. 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべ

き措置については、運航基準に定めるところによる。

#### **第25条【運航管理者の指示】**

1. 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。
2. 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、航行の継続又は入港を促し若しくは指示をしてはならない。

#### **第26条【経営責任者又は安全統括管理者の指示】**

1. 経営責任者又は安全統括管理者は、運航基準の定めるところにより運航を中止するおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。
2. 経営責任者又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。

#### **第27条【運航管理者の援助措置】**

運航管理者は、協議により船長から臨時寄航する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

#### **第28条【運航の可否判断の記録】**

運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

### **第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達**

#### **第29条【船舶所有者等の措置】**

船舶所有者等は、水路通報、海図に関する情報を船長に連絡するものとする。

#### **第30条【運航管理者の措置】**

運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、必要に応じて船舶に連絡するものとする。  
(運航管理者の代わりに支店・事務所、船舶代理店等が次に掲げる事項を把握し、

船舶に連絡をした場合を除く)

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 船舶の動静
- (6) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

### 第31条【船長の措置】

1. 船長は次に掲げる場合には、必ず運航管理者に連絡しなければならない。
  - (1) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
  - (2) 運航計画又は航行の安全に関わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき
2. 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。
  - (1) 気象・海象に関する情報
  - (2) 航行中の水路の状況

### 第32条【運航基準図】

1. 運航管理者は運航基準図を作成する。
2. 運航管理者は前項の運航基準図の作成に際しては船長と十分に協議するものとする。
3. 運航基準図に記載すべき事項は、運航基準に定めるところによる。

## 第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

### 第33条【作業体制】

1. 運航管理者は各作業会社等に作業指揮者（以下各々「陸上作業指揮者」「船内作業指揮者」という。）を指名させておくものとする。
2. 船長は乗組員のなかから船内責任者を指名する。
3. 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者、船内責任者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を遂行するに当たり、三者緊密な連携の下に輸送の安全確保に努めなければならない。

### 第34条【危険物の取扱い】

危険物その他の乗組員等の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令に定めるところによる。

### 第35条【固縛装置取付作業等】

1. 車両甲板に積込まれたすべての車両及びコンテナに固縛装置等を取付ける。
2. 船長は、荒天が予想される場合には、車両等の固縛の増強を指示する。

### 第36条【発航前点検】

船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

### 第37条【船内巡視】

1. 船長は、乗組員に対して必要に応じ巡視させ異常の有無を確認させなければならない。
2. 船内巡視員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに速やかに船長に報告するものとする。
3. 船内巡視員は、異常の有無を船長に報告し、記録するものとする。

### 第38条【車輛区域の立入制限】

1. 船長は原則として離岸後着岸するまでの間、車輛運転手が車両区域に立ち入ることを禁止する措置を講じなければならない。
2. 船長はやむをえず車輛運転手を車輛区域に入らせる場合は必要に応じ乗組員を立ち会わせるものとする。

### 第39条【車輛運転手の遵守すべき事項の周知】

運航管理者及び船長は法令及び作業基準に定めるところにより、それぞれ陸上及び船内において遵守すべき事項、及び注意すべき事項を船内掲示等により周知徹底を図らなければならない。

#### 第40条【飲酒等の禁止】

1. 安全統括管理者等はアルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。
2. 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及び呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。
3. 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間、及び呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施させてはならない。
4. 乗組員は酒気帯び状態での航海当直を防止するため、航海当直開始の4時間前から飲酒をしてはならない。

### 第12章 輸送施設の点検整備

#### 第41条【船舶検査結果の確認】

船舶所有者等は、船舶が法令に定める船舶検査を受検・合格し、運航に問題が無い状態であることを確認しておくものとする。

#### 第42条【船舶の点検整備】

1. 船長は、船舶の船体、機関、諸設備、諸装置等について、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。
2. 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を船舶所有者等に報告し、船舶所有者等は、必要と認める場合はこれを運航管理者に報告し、修復整備の措置を講じなければならない。

### 第13章 海難その他の事故の処理等

#### 第43条【事故処理にあたっての基本的態度】

船舶の運航にかかわる全ての者は、事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。

- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上関係者は、陸上で取り得るあらゆる措置を講ずること。

#### **第44条【船長の取るべき措置】**

1. 船長は、船舶に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において、措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。
2. 船長は自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発する、又は発するように船員に指示しなければならない。

#### **第45条【運航管理者の取るべき措置】**

運航管理者は、船舶からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置を講じるとともに、安全統括管理者及び船舶所有者等へ速報しなければならない。

#### **第46条【船舶所有者等が取るべき措置】**

船舶所有者等は運航管理者等から連絡により事故の発生を知ったときは、海上保安部への連絡、その他必要な対応措置を講じなければならない。

#### **第47条【経営責任者及び安全統括管理者の取るべき措置】**

1. 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡により事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営責任者へ速報しなければならない。
2. 経営責任者及び安全統括管理者は、事故状況、被害規模等を把握・分析し、船舶所有者等の協力を得て、適切に対応措置を講ずること。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

#### **第48条【事故の処理】**

事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。



#### **第49条【通信の優先処理】**

事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

#### **第50条【関係官署への報告】**

運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに所管運輸局等及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告しなければならない。

#### **第51条【事故調査委員会】**

1. 経営責任者は、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善に資するため、必要に応じ事故調査委員会を設置するものとする。
2. 事故調査委員会の構成は、事故処理基準に定めるところによる。

### **第14章 安全に関する教育等**

#### **第52条【安全マネジメント態勢の維持に関する教育等】**

安全統括管理者は経営責任者の命を受け、経営管理部門で安全管理に従事する者及び内部監査人に対し、次に掲げる事項その他の安全マネジメント態勢の確立、実施、維持に関する事項について必要な教育等の実施を適切に措置するものとする。

- (1) 安全管理規程の記載内容
- (2) 関係法令等

#### **第53条【船舶の運航に関する安全教育】**

1. 運航管理者は、運航管理補助者及び船舶所有者等に対し、安全管理規程（運航基準及び事故処理基準を含み、船舶の運航に関するものに限る。）その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、教育を行うこととする。
2. 船舶所有者等は、乗組員に対し前項の事項を含んだ安全教育の実施を適切に行わなければならない。

#### **第54条【陸上作業員の安全教育】**

陸上作業員の安全教育については、各作業会社及び運航管理者、運航管理補助者が連携して行うこととする。

#### **第55条【操練】**

船長は、法令に定める操練を行い、これを記録することとする。

#### **第56条【訓練】**

運航管理者は、年1回以上事故処理に関する訓練を実施するように適切に措置しなければならない。

#### **第57条【記録】**

運航管理者は、前条の教育及び訓練を行ったときは、その概要を記録しておくものとする。

### **第15章 内部監査**

#### **第58条【内部監査の実施】**

1. 安全統括管理者は、安全マネジメント態勢が、適切に確立され、維持され、機能されていることを確認するため、内部監査人を指名して、毎年度一回以上内部監査を実施させなければならない。
2. 内部監査人は、自己の従事する部門の業務については内部監査をすることができないものとする。
3. 内部監査を受ける部署及び船舶は、内部監査人に協力するものとし、内部監査の実施を拒み、又は妨げてはならない。

#### **第59条【内部監査人の要件】**

内部監査人は、安全マネジメント態勢に精通しており、船舶運航管理の経験を有する者でなければならない。

### **第16章 見直しと継続的改善**

#### **第60条【安全マネジメント態勢の見直し】**

安全統括管理者は、内部監査の結果を受け、社内の安全マネジメント態勢に関し、毎年度一回以上評価を行うものとする。

## 第61条【継続的改善】

1. 安全統括管理者は、安全マネジメント態勢が適切に機能するように継続的に改善措置を行い、必要に応じてこの規程の変更の発議をしなければならない。
2. 安全統括管理者は、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更等に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは必要に応じ運航管理者及び船長の意見を聴取のうえ、遅滞無くこの規程の変更の発議をしなければならない。
3. 経営責任者は、前二項に規程する発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

## 第17章 文書の整理及び管理

### 第62条【安全管理規程等の備え付け】

運航管理者は、安全管理規程（運航基準、作業基準及び事故処理基準を含む）を船舶、本社、支店・事務所その他必要と見られる場所に備え付けなければならない。

### 第63条【記録の作成及び保存】

安全統括管理者はその他安全マネジメント態勢の運用結果を記録し、これを保存するものとする。

## 第18章 雑則

### 第64条【連絡等の経由】

運航管理者と船舶との間の連絡等は、必要に応じ、船舶所有者等及び船舶代理店等を経由することができる。

### 第65条【連絡体制】

運航管理者が行うべき事項は、運航管理者の指揮監督のもと運航管理補助者が行うことができる。また、運航管理者への連絡は、運航管理者の指定する運航管理補助者への連絡でも差し支えない。

付則

この規程は、2021年6月17日より実施する。